

JRなど交通運賃割引に関する国会請願署名について 公益社団法人全国精神保健福祉会（みんなねっと）

みんなねっとは、精神障害のある人の家族が結成した団体です。精神障害のある人とそのご家族が安心して暮らせる社会をめざし、当事者・関係者と協力して活動されており、本協会も関係団体の1つです。精神障害のある人の交通運賃割引制度適用は本協会の課題でもある中、このたび、国会請願署名活動への協力依頼がありましたのでメッセージをご紹介します。構成員をはじめ多くの方々のご協力をお願いします。

すでに多くの方がご存じのように、身体・知的障がい者には、JR・民鉄・航空・旅客船・バス・タクシーの運賃及び有料道路通行料金が割引されています。しかし、精神障がい者には、今日まで、ごく一部を除きその割引制度が実施されていません。全国の家族・家族会からは、このような「精神障がい者への差別的扱いを一刻も早く解消してほしい」という切実な声が寄せられていました。

そこで、当会は、「他障害同等の交通運賃割引の適用を求める全国運動」を展開することを決め、2015年3月より「全国請願署名運動」に取り組んでおります。現在は各都道府県の連合会から署名活動の呼びかけをはじめているところです。当会会員・当事者にとどまらず各障害者団体や医療・福祉関係団体などへ幅広く協力要請を行い、「100万人署名運動（署名目標は最低でも各都道府県の人口比1%）」を成功させていきたいと思っております。

つきましては、精神障がい分野に留まらない請願署名運動を展開してまいります。皆様におかれましても署名活動にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会

精神障害者の交通運賃に関する請願書

2016年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

紹介議員 印
請願団体 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
住所 東京都豊島区東池袋1-46-13 ホリグチビル602
請願人代表
住所 (他 名)

請願項目

精神障害者も身体・知的障害者と同様にJRなど交通運賃割引制度の適用対象にしてください。

請願趣旨

憲法14条は「法の下での平等」を謳い、国連の障害者権利条約第4条は「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記しています。

障害者基本法が改正され、精神障害者も「障害者」と規定されました。障害者差別解消法は「差別的解消」を宣言しています。

身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者を除外することは、憲法・国内法の理念や条文にも反しています。

※以下、氏名・住所・募金等の記入欄

請願書書式はこちらから → <http://seishinhoken.jp/proposals/view/600>